

被爆体験者精神影響等調査研究事業の流れ

被爆者援護法に基づき実施 . . . ~

対象住民

- A . 原爆投下時に対象地域に在った者
- B . A の胎児 (昭和 21 年 6 月 3 日までに生まれた者)

第二種健康診断受診者証の申請

第二種健康診断受診者証の交付

都道府県・長崎市・広島市

健康診断 (年 1 回)

【健康診断委託医療機関で受診】

- ・ 一般検査、肝機能検査 (医師が必要と認めた者) が受けられます。
- ・ 精密検査とがん検査はありません。

対象者 第二種健康診断受診者所持者
長崎県内・県外に居住する方 (胎児を除く) 県外 R5 年 4 月 ~

国の調査研究事業として実施 . . . ~ (厚生労働省が長崎県・長崎市に委託して実施)

精神疾患に関する診断

- 【精神科医師が実施】 県内は委託医療機関
- ・ 被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関する精神疾患の検査

健康教育等

【医師・保健師等が実施】

要医療性を有する対象精神疾患なし

要医療性を有する対象精神疾患あり

被爆体験者精神医療受給者証の申請

医療費の支給

- ・ 要医療性ありの対象精神疾患及び関連する合併症 (身体化症状又は心身症) にかかる医療費を支給 (対象外は除く)
- ・ 一部のがん (調査対象疾病) の医療費を支給

被爆体験者精神医療受給者証の交付

健康教育等

【医師・保健師等が実施】

精神医療受給者証における検認

年 1 回以上の精神科への受診確認を連名簿にて確認

- ・ 入院・入所等で精神科受診困難者については、対象精神疾患フォローアップシートにて要医療性を確認

要医療性を有する対象精神疾患あり

要医療性を有する対象精神疾患なし

精神医療受給者証の返還 → へ

長崎県・長崎市